

第2編

四日市市大矢知・平津事案の概要及び対策

本編は、平成25年4月に産廃特措法による環境大臣同意を得た「三重県四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画」の内容から抜粋し、一部修正したものです。そのため、データ、各種実績等は同計画作成時点のものとなっています。

第1章 事案の概要

1. 1 事案の概要

(1) 事案の名称

四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案
(以下、四日市市大矢知・平津事案と略する。)

(2) 不適正処分が行われた場所

四日市市大矢知町字大谷3074-1 他13筆

四日市市平津町字東谷512-1 他33筆 (図1-1~3、別記1)

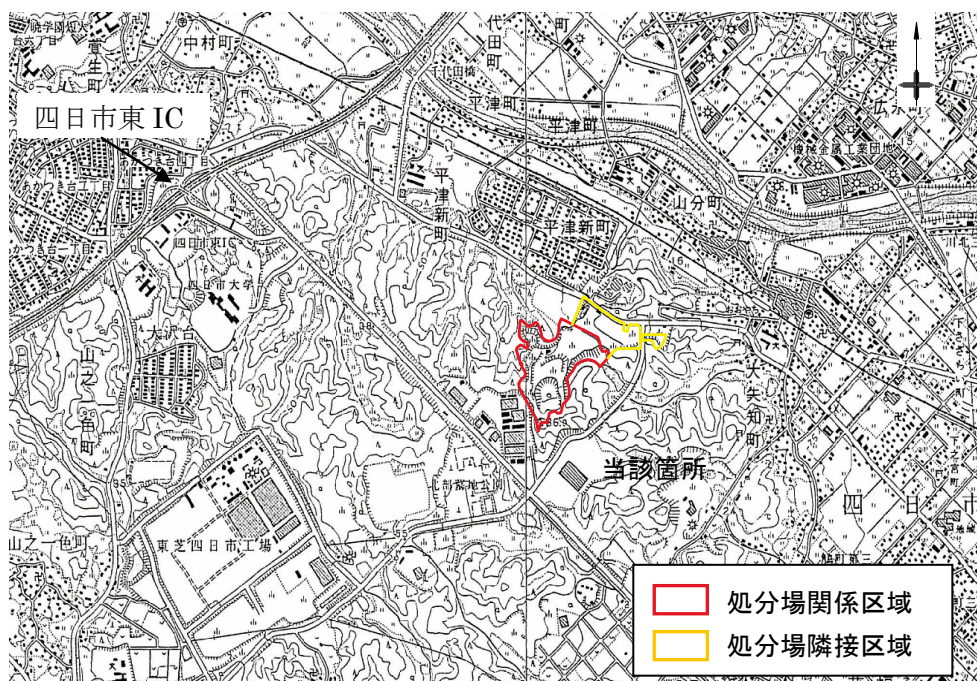


図1-1 四日市市大矢知・平津事案の位置図

(別記1) 許可範囲

四日市市大矢知町字大谷 3074-2、同3074-3、同 3075、同 3077、同 3077-1、同 3077-2、同 3077-3、同 3077-4、同 3077-5、同 3077-6、同 3078、同 3078-1、同 3079

四日市市平津町字東谷 512-2、同 513、同 514、同 515、同 516、同 517、同 517-1、同 517-2、同 517-6、同 517-7、同 517-8、同 517-9、同 517-10、同 518、同 519、同 520、同 521、同 522、同 523、同 524、同 524-1、同 524-2、同 524-3、同 525、同 526、同 526-2、同 526-3、同 526-4、同 526-5、同 526-6、同 526-7、同 526-8、同 526-10

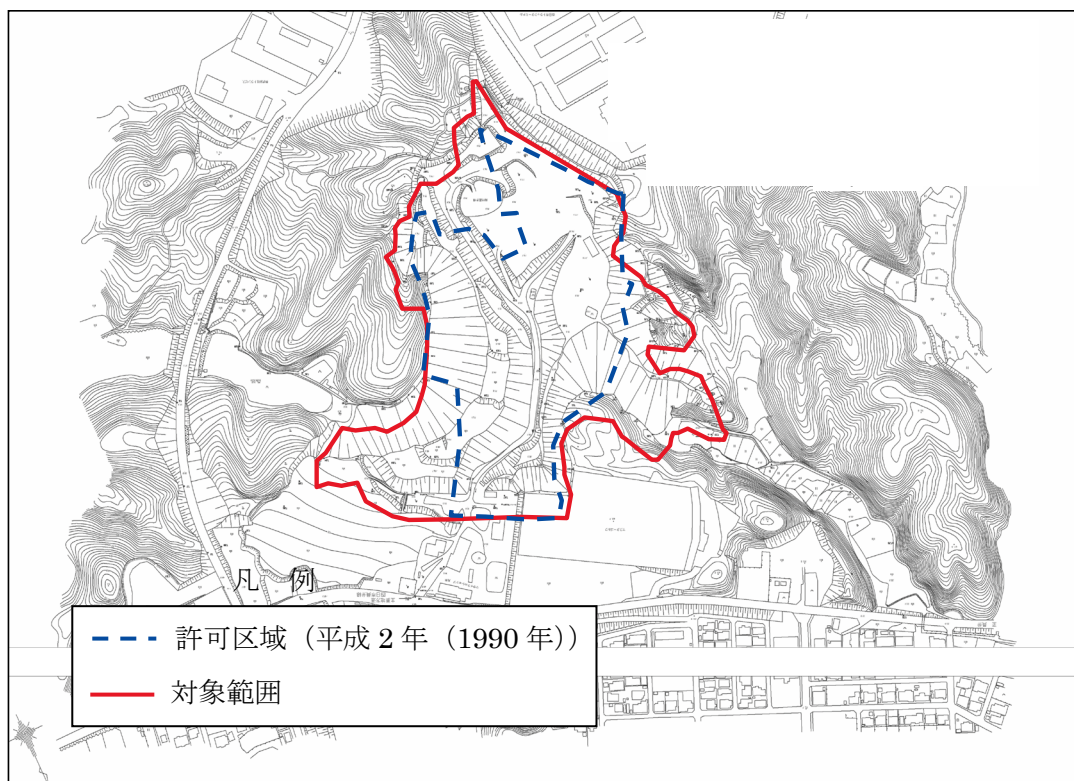


図1-2 廃棄物埋立区域 (実線)

(3) 不適正処分を行った者

ア 有限会社川越建材興業 (以下、「川越建材」という。)

四日市市大字羽津戊746番地17

(平成21年9月23日まで)

四日市市大矢知町大城3097番地2

(平成21年9月24日から)

(当該法人は、平成21年5月18日付けで解散登記、清算法人に移行)

イ 取締役

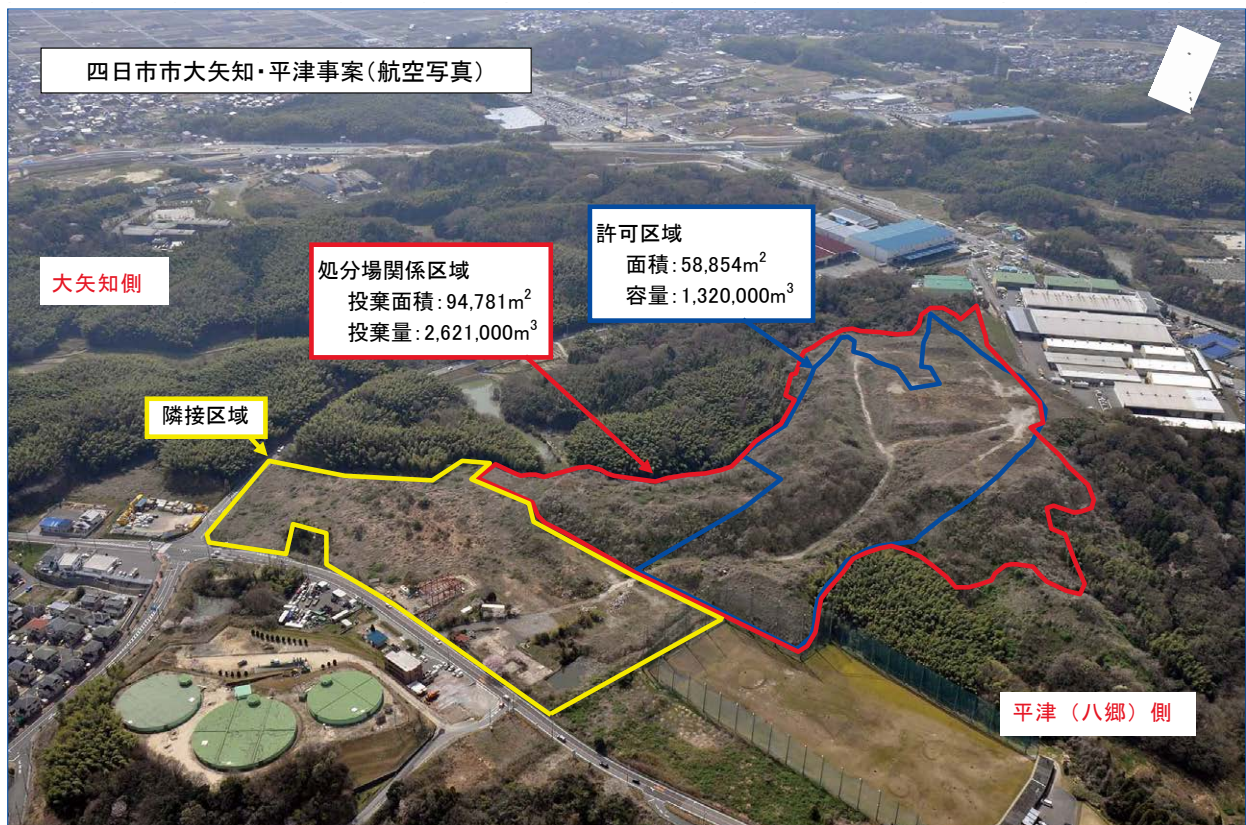


図 1 - 3 処分場周辺の現況

(4) 不適正処分が行われた施設概要

ア 設置届出

安定型最終処分場

設置年月日：昭和 56 年 3 月 25 日

当初届出面積：10,000 m²

当初届出容量：40,000 m³

イ 変更届出

(平成 4 年 7 月 4 日：改正廃棄物処理法施行により許可を受けた施設とみなされる)

変更年月日：平成 2 年 2 月 13 日

変更後面積：58,854 m²

変更後容量：1,320,000 m³

ウ 埋立終了届出

平成 6 年 11 月 10 日

エ 投棄された廃棄物の面積、容量

面積：94,781 m²

容量：2,621,000 m³

オ 許可された産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類 等

(5) 不適正処分の内容等

ア 概要

本事案は、川越建材が、四日市市大矢知町及び平津町にまたがる安定型最終処分場（以下、「処分場」という。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく許可面積・容量を大きく超える産業廃棄物の処分を行った不適正処理事案である。（許可面積の約1.6倍、許可容量の約2倍の処分が行われた。）

イ 不適正処分の経緯

①第1期 昭和56年3月から平成2年2月（処理業の許可～施設変更届の受理）

川越建材は、昭和55年8月に最終処分の処理業許可を取得し、川越町地内で埋立処分事業を開始した。

その後、川越建材は、昭和56年1月に処分地の増設及び品目追加を理由に、県の産業廃棄物処理業予備審査要領に基づく事業計画書を提出し、事前協議等を行った。予備審査終了後、他社が自社処分場として所有していた埋立処分場（四日市市大矢知町地内：面積10,000㎡、容量40,000㎥）の譲渡を証明する書類等を添付し、産業廃棄物処理業の変更許可申請を行い、昭和56年3月25日に変更許可を取得し、対象事案である四日市市大矢知町地内の安定型最終処分場で事業を開始した。

昭和63年11月、当時の地元区長から県に要望文書が提出された。県は、現況調査結果と問題点等を踏まえ、対象事案に対する対応方針をとりまとめ、その方針を踏まえ立入検査を実施し、川越建材に対して、産業廃棄物処理施設の変更届出を行うこと等の文書勧告を昭和63年12月26日付けで行った。

平成2年2月、川越建材から、産業廃棄物処理施設構造規模変更届が提出され、県はその届出を受理した。変更の内容は、面積が10,000㎡から58,854㎡、容量が40,000㎥から1,320,000㎥という大幅なものであった。

②第2期 平成2年3月から平成6年10月（施設変更届の受理～処理業許可の失効）

平成2年2月の変更届提出後も違法拡大が続いたため、県は川越建材への立入調査（監視指導）を継続的に実施し、処分場の境界の明示や囲いの設置等について再三指導を行った。

平成4年には、埋立面積の一部拡大を確認したため、測量等を実施するよう口頭指示を行い、また、平成5年9月と平成6年1月には文書による警告を行った。

平成6年3月、川越建材から提出された測量結果により、許可面積、容量とも、約30%超過していることが判明したため、平成6年3月31日付けで産業廃棄物処理基準違反により、処分場外の廃棄物撤去について、処分業の許可期限満了（平成6年10月19日）までを期限とする改善命令を発出した。また、他法令（農地法、森林法）についても、他部局より同時期に文書警告が行われた。

平成6年3月の改善命令以後も定期的に監視指導を実施していたが、川越建材は違法行為を増長させ、命令に従う意思がなかったこと等から、平成6年8月12日付けで産業廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準違反により、「施設（最終処分場）」に対する改善命令を発出した。改善命令の履行期限は、平成6年3月の改善命令と同様、処分業の許可期限満了日（平成6年10月19日）であった。

また、これまでの指導にも従わず、2度の改善命令も履行されなかったことから、許可期限の到来により、処分業の許可を失効させた（事実上、処分業許可の更新手続きは行われなかった）。

③第3期 平成6年11月から平成19年1月（埋立終了～措置命令発出）

許可期限満了により処理業の許可が失効した後、平成10年頃から複数の自動車解体業者が処分場上部において自動車解体を行っていたため、川越建材及びそれらの業者に対して、平成17年7月に自動車解体くず等を撤去するよう改善命令を発出し、同年中に履行された。

平成16年6月～平成18年3月に県が実施した安全性確認調査において、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の支障のおそれはないものの、継続的な水質調査の実施に併せて、覆土、雨水排水対策等の実施が必要である」との指摘がなされたことから、その意見等を踏まえて、川越建材及び代表者個人に対して、平成19年1月31日付けで措置命令を発出した。

1. 2 事案の主な経緯

(1) これまでの主な経緯

本事案の主な経緯は表1-1のとおりである。

表1-1 これまでの主な経緯

年 月 日	事 項 等
昭和40年代後半	複数事業者が埋立てを実施
昭和56年3月25日	(有)川越建材興業が四日市市大矢知町内で処分業を開始 (届出面積10,000m ² 容量40,000m ³)
平成2年2月13日	産業廃棄物処理施設(構造規模の変更)届出書を提出 (届出面積58,854m ² 容量1,320,000m ³)
平成5年9月2日	処分場外への廃棄物の投棄について警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導
平成6年1月7日	処分場外への廃棄物の投棄について警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導

平成6年 3月31日	産業廃棄物処理基準違反により、廃棄物処理法第19条の3の規定による改善命令（流出した廃棄物の撤去）を発出
平成6年 8月12日	産業廃棄物処理施設に係る構造基準及び維持管理基準違反に対して、廃棄物処理法第15条の3の規定による改善命令（廃棄物の投入は処理施設内とすること等）を発出
平成6年 10月19日	許可期限（5年毎の更新制）終了（改善命令を履行しないため、更新を認めず）（投棄面積 94,781m ² 容量 2,621,000m ³ ）
平成6年 11月10日	最終処分場の処分終了届を受付
平成16年 6月17日	安全性確認調査に着手（専門会議3回：平成18年1月～6月）
平成17年 7月27日	処分場内の自動車解体屑等の撤去にかかる改善命令を発出（平成17年12月17日履行完了）
平成18年 10月12日	大矢知区自治会区長・大矢知の環境を守る会会長連名の公開質問状（地域住民の指定する場所でのトレンチ調査実施等）を県に提出
平成19年 1月31日	（有）川越建材興業及び代表者個人に対し措置命令を発出（着手期限：平成19年6月30日、履行期限：平成20年12月30日）その後、延べ25回の文書指導等を実施
平成19年 6月11日	地元説明会にて、（有）川越建材興業が掘削調査を実施することを確認
平成19年 7月9日	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会により「行政検証」を開始【第一次】（第1～10回：～平成21年1月）
平成20年 1月22日	事前現地見学会を開催後、掘削調査（ボーリング調査）に着手（現地にてボーリングコア見学会開催：平成20年3月18日）
平成20年 7月7日	掘削調査の分析結果等に係る学識経験者からの地元説明会を開催
平成20年 10月20日	地元、学識経験者、行政（県）による三者協議を開始 ※第10回（平成23年3月）から四日市市が正式参画し、三者協議から四者協議に名称を変更
平成21年 1月～	環境省地域グリーンニューディール基金等による補完的調査に着手（～平成23年12月）
平成21年 5月18日	（有）川越建材興業解散登記、清算法人に移行
平成22年 2月23日	大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議及び合同視察を開催（地元代表者と知事が初めて面談）
平成22年 12月24日	四日市市長立会いのもと、両地区連合自治会長と知事との間で「対策工法骨子案」に係る基本合意書を締結
平成23年 10月11日	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会により「行政検証」を開始【第二次】（平成23年度 第1～2回、平成24年度 第1～5回：～平成24年9月）

平成23年11月23日	四日市市長立会いのもと、両地区連合自治会長と知事との間で「具体的な対策工法」に係る実施協定書を締結
平成24年2月27日	(有)川越建材興業及び取締役を廃棄物処理法に基づく措置命令違反により告発
平成24年9月11日	行政代執行に着手(県単独事業による現地測量等)
平成24年10月22日	(有)川越建材興業及び取締役を書類送検
平成24年12月28日	(有)川越建材興業を起訴

(2) 四者協議の経緯

本事案については、建設的で双方向のリスクコミュニケーションを通じて、周辺生活環境の保全を図り、地元住民の安全・安心を確保することを目的として、平成20年10月20日から地元・学識経験者・県の三者により協議を開始している。

その後、平成23年3月28日の第10回の協議から四日市市が正式に協議に参画し、四者協議として、平成24年7月までに14回の協議を開催している。

なお、四者協議の開催状況を表1-2に示す。

表1-2 四者協議の開催状況

回数	年月日	事項
第1回	平成20年10月20日	協議の進め方や専門的知見を有する学識経験者を招致し意見を聴くこと等について合意
第2回	平成20年12月15日	学識経験者からの講演。今後も引き続き三者協議の場を活用して、方向性を見出していくこと等について合意
第3回	平成21年3月26日	今後必要と考えられる調査等を「コーディネータ素案」として地元へ提示することで合意
第4回	平成21年7月13日	次回の三者協議で、「コーディネータ素案」に基づく具体的な「調査実施計画案」を地元の説明することで合意
第5回	平成21年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・県が責任を持って「調査実施計画案」に基づき調査を実施することで合意 ・将来の土地利用も含めた対応も並行して検討すべきとの地元意見が提起
第6回	平成22年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査スケジュール」と「工法例のイメージ図」について協議 ・地元要望により、安全・安心を確保するための「リスク評価表」を作成し、これを基に今後の議論を進

		めることで合意
両地区による合同会議	平成 22 年 2 月 23 日	大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議及び合同視察（※知事出席） ・両地区連合自治会長連名の当事案の解決に向けた決議文を採択 ・知事はこれまでの県の対応などに陳謝するとともに、県が責任を持って対処していく旨を挨拶で表明
第 7 回	平成 22 年 5 月 31 日	「リスク評価表」の骨格（フレーム）について地元合意
第 8 回	平成 22 年 9 月 14 日	「リスク評価表（第 1 版）」の内容の地元合意を受けて、12 月までに「リスク評価表」に基づく「対策工法骨子案」を作成することで合意
第 9 回	平成 22 年 12 月 10 日	「対策工法骨子案」について地元合意され、併せて年内の「基本合意書」締結に向けた地元からの意見書が配布
基本合意書締結式	平成 22 年 12 月 24 日	四日市市長立会のもと、両地区連合自治会長と知事との間で「対策工法骨子案」に係る基本合意書を締結
第 10 回	平成 23 年 3 月 28 日 （※市正式参画）	「リスク評価表（第 2 版）」の改訂内容について合意
第 11 回	平成 23 年 6 月 28 日	「具体的な対策工法」に係る比較検討案について合意
第 12 回	平成 23 年 10 月 21 日	「具体的な対策工法」について合意
実施協定書締結式	平成 23 年 11 月 23 日	四日市市長立会のもと、両地区連合自治会長と知事との間で「具体的な対策工法」に係る実施協定書を締結
第 13 回	平成 24 年 3 月 28 日	「リスク評価表（第 4 版）」の改訂内容について、合意されるとともに、今後は、「リスク評価表」から「リスク管理表」に移行していくことで合意 ※ 「リスク評価表（第 3 版）」は、平成 24 年 2 月 1 日の「地元代表者とコーディネータとの意見交換会（第 17 回）」にて合意
第 14 回	平成 24 年 7 月 12 日	「具体的な対策工法」の詳細な内容、及び「リスク管理表（第 1 版）」の内容について合意